

生食監発0227第5号  
平成29年2月27日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局  
生活衛生・食品全部監視安全課長  
( 公 印 省 略 )

### ノロウイルスによる食中毒予防の徹底について

大規模食中毒対策については、「大規模食中毒対策等について」（平成9年3月24日付衛食第85号厚生省生活衛生局長通知）の別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、集団給食施設等の監視指導の徹底をお願いしているところです。

先月、和歌山県御坊市において患者数が500人以上、先日、東京都立川市において患者数1000人以上※のノロウイルスによる大規模食中毒事案が発生しています。※立川市の調査結果（2月24日正午現在）

つきましては、ノロウイルスの感染や食中毒の予防の観点から、引き続き「ノロウイルスに関するQ&A」（最終改定：平成28年11月18日）、「ノロウイルス等の食中毒予防のための適切な手洗い（動画）」等を参考に、手洗いの徹底、糞便・吐物の適切な処理等、より一層の感染予防対策の啓発に努めるようお願いいたします。

加えて、これまで感染者が食品の取扱いに従事することによる食中毒も多発していることから、従事者の健康状態の確認を徹底するとともに、体調不良者については食品の取扱いに従事しないよう引き続き指導方よろしく申し上げます。